

学校法人井之頭学園 fujimuraナーサリー 共同規約

(目的)

第1条 本規定は、企業主導型保育事業 fujimuraナーサリー（以下「ナーサリー」）に関する、学校法人井之頭学園（以下「学園」という）と提携先企業（以下「提携先」）との契約の取り扱いについて定めることを目的とする。

(提携先の定義)

第2条 この規約において提携先とは、会社、小売店、商店会等、いかなる諸団体も含む。

2. 提携先は原則「子ども・子育て拠出金」を負担している場合とする。

(利用者の定義)

第3条 この規程において利用者とは、提携先が雇用する者であれば、正規雇用者以外に、パート等の短時間勤務者、非常勤職員等も含む。

(契約期間)

第4条 契約期間は、提携先での雇用がある間とする。ただし、利用者とは一年毎の契約を結ぶものとする。

2. 年度(その年の4月1日から翌年の3月31日まで)途中において、ナーサリーを利用している者が提携先企業での雇用が終了した際は、学園が認め、かつナーサリーの利用者から希望があった場合において、年度末までの利用を可とする。

3. 契約が終了する際は、利用者の都合において年度の途中で契約を終了する場合も含め、提携先の上承を得ることなく、学園と利用者間で契約を終了する。

(入園時の内容)

第5条 利用者の子が入園をする際は従業員枠で入園する。

(定期に関わる費用)

第6条 提携時の費用はかからないものとする。ただし、学園より教育の一環としての事業を提携先に対し依頼した際は(例: 中学3年生の職場体験等)、可能な範囲で提携先はその業務に協力する。